

(その1)

解散

H29.2.10

収支報告書

会計	経理	決算	法記		
し	ほ	ほ		○	

※該当箇所に すること

(ふりがな)

1 政治団体の名称

みんしんせいぎいんひれいくたぎいちさうぶかい
民進党参議院比例区第1総支部

2 主たる事務所の所在地

〒102-0073
東京都千代田区九段北1-4-7-703

3 代表者の氏名

大河原 雅子

4 会計責任者の氏名

塩田 三恵子

5 平成 29 年分



政治団体の区分

- 政 党
- 政 党 の 支 部
- 政 治 資 金 団 体
- 政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体
- そ の 他 の 政 治 団 体
- そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

全国 (2都道府県以上)

団体コード	1	2	7	0	0	5	8	0	4	N	2	0	2	1
前年繰越額	446,851 円													

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 大河原 雅子

公職の種類 参議院議員 (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 29 年 1 月 1 日 から
平成 29 年 2 月 10 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

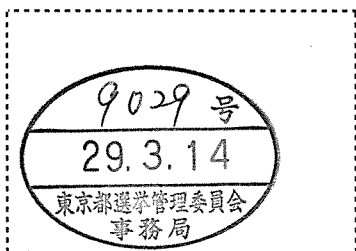
※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

事務担当者の氏名

金尾 敏恵

電話番号 03-6661-8309

受付	審査	確認
消込	パンチ	照合



収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	446,851
(前年からの繰越額) -----	446,851
(本年の収入額) -----	0
支 出 総 額 -----	446,851
翌年への繰越額 -----	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	0
金 額 -----	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----	0人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表								
項	目	金	額	備	考			
1	経	常	経	費				
(1)	人	件	費	0				
(2)	光	熱	水	費	0			
(3)	備	品	・	消	耗	品	費	0
(4)	事	務	所	費	0			
	小		計	0				
2	政	治	活	動	費			
(1)	組	織	活	動	費	0		
(2)	選	挙	関	係	費	0		
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費				0	ア～エの計		
	ア	機関紙誌の発行事業費			0			
	イ	宣伝事業費			0			
	ウ	政治資金パーティー開催事業費			0			
	エ	その他の事業費			0			
(4)	調	査	研	究	費	0		
(5)	寄	附	・	交	付	金	446,851	
(6)	そ	の	他	の	経	費	0	
	小		計	446,851				
	合		計	446,851				

(注) (その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- ② 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 2 月 4 日

政治団体の名称 民進党参議院比例区第1総支部

会計責任者の氏名 塩田 三恵子

代表者の氏名 大河原 雅子
(解散時のみ)



政治資金監査報告書

平成 29 年 2 月 14 日

民進党参議院比例区第 1 総支部

代表 大河原雅子 殿

登録政治資金監査人 **加藤 眞司**



登録番号 第 2485 号

研修了年月日 平成 21 年 7 月 6 日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、「民進党参議院比例区第 1 総支部」の平成 29 年に係る法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は「民進党参議院比例区第 1 総支部」の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 17 条第 1 項に規定



する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

「民進党参議院比例区第 1 総支部」と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以上